

議案第4号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成18年2月15日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「指定管理者の指定について」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「指定管理者の指定について」に対する意見

議案「指定管理者の指定について」については、異議ありません。



教保第 2319 号

平成 18 年 2 月 7 日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 稲嶺 恵



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、別紙議案「指定管理者の指定について」について貴委員会の意見を求めます。

指定管理者の指定について（案）

平成18年2月議会（定例会）

教育庁保健体育課

議案の概要の説明

教育庁保健体育課

1 件名

指定管理者の指定について

2 議案提出の必要性

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経なければならないため。

3 議案の概要

平成15年に地方自治法が改正され、公の施設の管理は民間を含めた指定管理者に行わせることができることとなった。

平成17年2月議会で「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例」を制定し、奥武山総合運動場の管理運営については、同条例第3条にて指定管理者に行わせるものとした。

4 根拠法令

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項
沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例第6条

5 関係各課との調整状況

財政課、都市計画・モノレール課等関係各課と調整済

6 添付資料

地方自治法第244条の2第6項
沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例第6条

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 奥武山総合運動場
- 2 指定管理者となる団体 T K S F 指定管理共同企業体
代表者 那覇市安里2丁目3番1号 株式会社桃原農園
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
那覇市字上之屋314番地2 サンメディアビル2階 株式会社
サン・エージェンシー
那覇市西2丁目5番5号 株式会社フィットネスプロモーション
- 3 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

平成18年2月15日提出

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

○沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例

(指定管理者の指定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に体育施設の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。